

令和6年6月18日
福祉部福祉課

江東区地域福祉計画について

1 概要

社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画であり、福祉分野の「上位計画」として各福祉分野に共通する概念である地域福祉を推進するための基本指針を定めた計画。計画期間中においては、江東区地域福祉計画庁内推進委員会及び江東区地域福祉計画推進会議にて進捗管理を行っている。

第二期計画（令和8年度～令和11年度）は令和7年度に策定するが、事前に地域の生活課題を把握し計画策定の基礎資料とするため、令和6年度にアンケート調査を行う。

2 アンケート調査について

(1) 区民アンケート

地域の助け合い・支えあいの意識や生活課題を把握するため実施

対象：18歳以上の区民3,000人（無作為抽出）

(2) 団体アンケート

地域で活動する中で感じている課題を把握するため実施

対象：地域で活動する団体 約40団体

3 今後のスケジュール（案）

令和6年度 アンケート調査の実施

6～8月 庁内推進委員会・推進会議

9～10月 区民アンケート・団体アンケート実施

10～2月 庁内推進委員会・推進会議（複数回開催）

3月 区議会第1回定例会・厚生委員会報告

令和7年度 第二期計画策定作業

庁内推進委員会・推進会議（複数回開催）